

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

I 本県の対応

1 これまでの対応

- 1月7日 県医師会等（3団体）へ注意喚起文書の発出
- 1月17日 ホームページで県民へ注意喚起（手洗い、マスク着用等、感染症対策の徹底）
- 1月21日 県感染症対策専門委員会を開催
- 1月24日 生活衛生同業組合（15団体）へ注意喚起文書の発出
- 1月27日 政府の1/28付の「指定感染症」指定方針を受け、庁内連絡会議を開催
- 1月28日 近畿圏内（奈良県）での患者発生を受け、警戒本部を設置
- 1月29日 健康科学研究所における検査体制の整備
集客施設に係る関係団体へ注意喚起文書の発出
県庁、健康福祉事務所に県民相談窓口を設置*
- 1月30日 「指定感染症」に定める通知の発出（県医師会等団体、市町）
新型インフルエンザ有識者会議の開催（WHO神戸センターからの情報提供等）
- 1月31日 県庁、ひょうご・神戸経営相談センターに経営等相談窓口を設置
- 2月3日 保育所等への注意喚起文書の発出
- 2月5日 児童福祉施設等への注意喚起文書の発出
- 2月7日 帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所）の設置
帰国者・接触者外来の設置
- 2月10日 高齢者施設等への注意喚起文書の発出
警戒本部の開催
- 2月14日 帰国者・接触者外来の設備整備補助の実施
- 2月17日 厚生労働省通知によるPCR検査対象者の拡大
- 2月18日 マスクの帰国者・接触者外来への優先した供給依頼の通知

* 県民相談窓口への相談件数

	1/29 (水)	1/30 (木)	1/31 (金)	2/1 (土)	2/2 (日)	2/3 (月)	2/4 (火)	2/5 (水)	2/6 (木)	2/7 (金)	2/8 (土)
疾病対策課	4	34	53	70	82	43	23	34	30	33	14
健康福祉 事務所	66	93	163	—	—	93	74	65	63	63	—
合 計	70	127	216	70	82	136	97	99	93	96	14

	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火)	2/12 (水)	2/13 (木)	2/14 (金)	2/15 (土)	2/16 (日)	2/17 (月)	2/18 (火)	計
疾病対策課	9	28	8	29	16	48	52	71	72	76	852
健康福祉 事務所	—	43	—	35	26	80	—	—	141	163	1,156
合 計	9	71	8	64	42	128	52	71	213	239	2,008

※主な相談内容：新型コロナウイルス感染症への不安、医療機関の受診に関する相談 等

2 今後の対応（県内での患者発生時）

(1) 対策本部（本部長：知事）の設置

(2) 新型コロナウイルス関連情報の提供

- ・ホームページ、SNS等による情報提供（手洗いの励行、咳エチケット等）
- ・市町、医療機関、関係団体（旅館ホテル生活同業組合等）への情報提供

(3) 相談体制の強化

- ・全県から24時間体制で相談を受け付けるコールセンター（県民相談窓口）を設置

(4) 感染拡大の防止

- ・濃厚接触者への健康調査・保健指導
- ・一般医療機関における院内感染対策の強化
- ・検査体制の強化

〔参考〕新型コロナウイルス感染症に対応する第2種感染症指定医療機関（9病院）

- ①神戸市立医療センター中央市民病院 ②県立尼崎総合医療センター ③県立加古川医療センター
④市立加西病院 ⑤姫路赤十字病院 ⑥赤穂市民病院 ⑦公立豊岡病院組合立豊岡病院
⑧県立丹波医療センター ⑨県立淡路医療センター

PCR検査対象者の拡大

① 1月10日～2月3日

発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状を有する	+	2週間以内に(ア)(イ)(ウ)の曝露歴	+	肺炎
		(ア) 新型コロナウイルスの患者(確定例)、または疑いがある患者と必要な感染予防策なしで2メートル以内での接触歴がある。		
		(イ) 武漢市への渡航歴がある。		
		(ウ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。		

② 2月4日～2月12日

発熱または呼吸器症状(軽症を含む)	+	患者(確定例)と濃厚接触 ^(※) 歴があるもの
37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状	+	発症前14日以内に 湖北省 に 渡航又は居住していたもの
		発症前14日以内に 湖北省 に 渡航又は居住していたものと濃厚接触 ^(※) 歴があるもの

発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したものの

(※)濃厚接触者

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があったもの
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

③ 2月13日～2月16日

上記②の湖北省(流行が確認されている地域)に**浙江省を追加**

④ 2月17日～

上記③に加え、行政検査対象者として以下のいずれかに該当する者を追加

37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状	+	入院を要する肺炎が疑われる者(注1)(注2) (特に高齢者又は基礎疾患があるものは積極的に考慮)
医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う		

注1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。

注2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。

マスクの確保について

- 1 令和2年2月4日以降、①医療機関とマスクの取引があると思われる医薬品卸業協会及び兵庫県医療機器協会、②チェーンドラッグ協会（兵庫県支部）に対して、マスクの在庫状況等を継続的に聞き取り調査。

⇒マスクの在庫はない状況が継続している。(2月18日現在)

- 2 帰国者・接触者外来の設置に伴い、当該医療機関に必要なマスク等について、優先的に供給するよう2月18日付けで疾病対策課長・薬務課長連名で兵庫県医薬品卸業協会会長及び兵庫県医療機器協会会長あて依頼。

- 3 国が作成した国民向けの「マスクの適正購入等に関するポスター」（別紙）について、各健康福祉事務所及び保健所設置市に対して掲示するなど県民に対する周知を2月17日付けで依頼。

マスクについて のお願い

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、
感染症の拡大の効果的な予防には、

風邪や感染症の疑いがある人たちに 使ってもらうことが何より重要です。

#マスクの使い方考えよう

#新型コロナウイルス対策

1

マスクは買い占め なくとも大丈夫

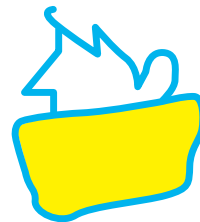
風邪や感染症の疑いのある人に
マスクを届けるために、
必要な分だけ買うようにしましょう。



2

使い捨てマスクが ないときは 代用品を使おう

ガーゼマスクや、タオルなど
口を塞げるものでも
飛沫(くしゃみなどの
飛び散り)を防ぐ
効果があります。



3

こまめな手洗い などの基本も大事

帰宅時や、料理・食事の前など、
口や鼻に触れる前に、
こまめに手洗いなどをしましょう。



マスク不足を解消するために官民連携して

毎週1億枚

以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。

新型コロナウイルスに係る当面の対策（予定）

部局	県内発生初期	県内まん延期
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集・分析 <ul style="list-style-type: none"> ・国内・海外の発生状況や県内患者の全数把握 2 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等を活用した情報提供やコールセンター(24時間対応)の設置 ・各市町・関係団体・関係施設への国通知の内容（感染経路別対策等）の再周知 3 予防・まん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の感染対策の啓発 ・罹患した患者情報の共有（本人又は家族の同意を得た場合） ・感染経路の疫学調査 ・濃厚接触者の健康観察 ・各種研修会や会議の開催の自粛要請 ・社会福祉施設等の利用者及び職員の健康管理を含む感染症防止対策徹底等の注意喚起 ・マスクや消毒薬などの安定供給について関係団体へ協力要請 4 医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・外来・入院医療体制の確保 ・疑い患者に対する全数検査の実施 ・医療機関に対する院内感染対策の徹底 5 風評被害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・デマや流言等による感染者や家族に対する偏見や差別的な扱いを防止するための啓発 6 イベント自粛等 <ul style="list-style-type: none"> ・県主催及び関係団体等による不特定多数の集客・交流イベントの自粛（スポーツ大会等） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集・分析 <ul style="list-style-type: none"> ・国内・海外の発生状況、県内の重症患者・<u>死亡者数の把握</u> 2 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等を活用した情報提供やコールセンター(24時間対応)の継続 3 予防・まん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の感染対策の啓発 ・罹患した患者情報の共有（本人又は家族の同意を得た場合） ・<u>各種訪問事業の中止</u>（訪問歯科保健指導等） ・<u>関係団体の研修会や会議の中止要請</u> ・<u>感染者の自宅待機の要請</u> ・<u>通所サービス事業等の休業の要請</u>（高齢・障害等） ・<u>保育所等の臨時休園の要請</u> ・<u>県内の集客施設への集客活動自粛要請</u>（興行場等） 4 医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・外来・入院医療体制の確保 ・重症者、集団感染を中心とした検査の実施 ・医療機関に対する院内感染対策の徹底 ・<u>肺炎等に係る医薬品の安定供給について関係団体へ協力要請</u> 5 風評被害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・デマや流言等による感染者や家族に対する偏見や差別的な扱いを防止するための啓発 6 イベント自粛等 <ul style="list-style-type: none"> ・県主催及び関係団体等による不特定多数の集客・交流イベントの自粛（スポーツ大会等） 7 <u>業務継続について</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>職員の確保が困難な施設等がある場合の、法人間及び近隣事業者間での相互連携の協力要請</u> ・<u>保育所等が臨時休園となった際、仕事を休めない者の子どもへの緊急支援策を市町等関係団体と検討、調整、実施</u>

部局	県内発生初期	県内まん延期
<p>企画県民部</p>	<p>1 予防・まん延防止</p> <p>①庁舎関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎出入口に消毒液を設置、使用の呼びかけ設置箇所を拡大 ・ドアノブ及び手すり、エレベーターボタン等の清掃徹底 ・湿度及び換気の適正管理（湿度 45～55%に設定・外気の入取運転、現在も実施中） <p>②私立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県所管の私立学校（幼、小、中、高）、専修学校、各種学校に対し注意喚起 <p>③県立大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立大学の学生及び教員に対し、学校感染症の周知及び海外渡航に関する注意喚起 ・県立大学の入学者選抜にかかる受験者に対し、試験に関する対応の周知と注意喚起 <p>④県庁見学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁見学参加者に対する注意喚起（手洗い・うがいの励行、状況に応じたマスクの着用など） <p>2 情報収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談・受付に寄せられた相談等について専用相談窓口へ適切に誘導 <p>【その他施設、イベント等】</p> <p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立こどもの館、県立神出学園、県立山の学校、県立いえしま自然体験センターに対し、注意喚起及び継続的な情報提供 ・咳エチケット・マスク着用・手洗い・手指の消毒液の設置・うがい等の基本的な感染防止の措置（※1） ・施設利用者に対する注意喚起（特に高齢者が受講する「高齢者大学」の講座受講者、行事参加者への注意喚起） ・来場者と接するイベントスタッフ・出店者に対し、手洗いの励行とマスク着用を呼びかけ ・関係団体（消費者団体・生協）への感染拡大予防のための呼びかけ（全庁的な協力依頼の一環としての対応） ・施設での手指消毒液コーナーの設置、スタッフのマスク着用 ・施設においての対策掲出 <p>2 情報収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活総合センター、但馬消費生活センター、各市町消費生活センターにおける感染に係る消費生活相談状況の把握 ・ホームページに対策の掲出 	<p>1 予防・まん延防止</p> <p>①庁舎関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎出入口に消毒液を設置、使用の呼びかけ ・ドアノブ及び手すり等の清掃徹底 ・湿度及び換気の適正管理（湿度 45～55%に設定・外気の入取運転、現在も実施中） <p><u>上記を更に徹底実施</u></p> <p>②私立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県所管の私立学校（幼、小、中、高）、専修学校、各種学校に対し、県教委の対応状況を踏まえた対応をするよう注意喚起 <p>③教育委員会と連携した小学生の<u>県庁見学の自粛</u></p> <p>2 <u>庁内応援体制の調整</u></p> <p>【その他施設、イベント等】</p> <p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・咳エチケット・マスク着用・手洗い・手指の消毒液の設置・うがい等の基本的な感染防止の措置（※1） ・感染の症状が認められた職員の健康管理・受診の勧奨（※1） ・「高齢者大学」（講座のほか入学式等の行事を含む）については、受講者、出席者内に感染者が多く発生した場合、必要に応じて、主催者（兵庫県生きがい創造協会、兵庫丹波の森協会）と協議のうえ、講座の休講、行事の中止を判断する。（※2） ・イベントの中止または延期 ・消費生活総合センター等における講座等の開催自粛 ・対策本部から「興業等の自粛要請」等が発せられた場合は、公演中止・貸館公演中止・施設閉鎖を検討（県立芸術文化施設） <p>2 <u>情報収集・分析</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、消費生活総合センター、但馬消費生活センター、各市町消費生活センターにおける新型コロナウイルス感染に係る消費生活相談状況のとりまとめ・資料配布 <p>（※1）兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画・予防まん延防止 対策レベル1 集客施設、集会・イベント等における感染防止の措置の徹底等の要請並</p> <p>（※2）兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画・予防まん延防止 対策レベル1 保育所・福祉関係事業者の休業等並</p>

部局	県内発生初期	県内まん延期
産業労働部	<p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部からの指示を受け、活動の自粛を要請 (1) 県内事業所（社会機能の維持に関わる事業者を除く） ※部内各課室が所管する業界団体を通じ周知を依頼 (2) 地方機関、県立施設等 <p>2 外国人県民に対する情報提供及び注意喚起を実施</p> <p>※国際交流課から各団体等を通じ周知</p>	<p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部からの指示を受け、<u>施設の閉鎖・一時休業、集客イベント等</u>の中止等を要請 (1) 県内事業所（社会機能の維持に関わる事業者を除く） ※部内各課室が所管する業界団体を通じ周知を依頼 (2) 地方機関、県立施設等 <p>2 外国人県民に対する情報提供及び注意喚起を実施（継続）</p> <p>※国際交流課から各団体等を通じ周知</p>
農政環境部	<p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管の集客施設等に対し注意喚起 ・イベント、会議等の延期等の検討 	<p>1 <u>予防・まん延防止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管の集客施設等の閉鎖 ・イベント、会議等の自粛 <p>2 <u>食品関係事業所における対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関係事業所における感染防止措置及び対策を講じた上での事業継続等 ・食品関係事業者の経営被害の調査、風評被害の取りまとめ ・卸売市場に対する感染防止措置及び対策を講じた上での事業継続等 <p>3 <u>廃棄物事業者における対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物事業者の経営被害の調査 ・廃棄場における感染予防対策の要請 ・廃棄物事業者に対する事業継続の要請
県土整備部	<p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客船ターミナル管理者等に対する注意喚起 ・県立都市公園の管理事務所等に対する注意喚起 ・但馬空港利用者に対する注意喚起 ・県営住宅、公社住宅の入居者に対する注意喚起 ・道の駅に対する注意喚起 	<p>1 <u>予防・まん延防止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クルーズ客船の入港の自粛要請 ・港湾施設等を利用したイベントの自粛 ・県立都市公園におけるイベントの自粛 ・但馬空港におけるイベントの自粛 ・道の駅におけるイベントの自粛要請 ・県民が参加する施設見学会や竣工式等式典の自粛 ・不要不急な会議や研修会等の自粛

部局	県内発生初期	県内まん延期
出納局	1 予防・まん延防止 ・管理課を訪れる納入業者への注意喚起	1 緊急物品（災害救援物資を除く）の迅速な調達 2 研修の延期または中止 ・財務会計システム経理員研修 ・出納員・経理員等に対する会計事務研修会 ・県関係団体職員に対する会計事務研修会 ・人事給与システム操作研修 ・旅費システム操作研修 3 指導・検査の延期または中止 ・公金検査 ・会計事務指導 ・証拠書類検査 ・県関係団体に対する会計事務指導支援 ・私人委託事務検査 4 工事検査の実施、延期または中止
企業庁	1 予防・まん延防止（企業庁共通） ・職員の感染区域への不要不急の出張の中止 ・職員等の感染報告の義務づけ 2 水道及び工業用水道事業 ・浄水場職員及び運転管理員の応援要員の確保 ・浄水処理用薬品の備蓄確保 3 淡路夢舞台、青野運動公苑等関連施設 ・所管施設に対し注意喚起 ・県の対応方針に係る情報提供	1 予防・まん延防止（企業庁共通） ・不要不急の会議の中止 2 水道及び工業用水道事業 ・職員及び運転員、関係者の感染予防具の着用義務化 ・視察、研修等の受け入れ中止 3 淡路夢舞台、青野運動公苑等関連施設 ・所管施設に対し、県の対応方針に係る情報提供
病院局	1 予防・まん延防止 ・職員の研修や学会への参加自粛の検討 2 医療体制 ・一般の外来患者や入院患者に対する注意喚起 ・職員への感染防止対策の徹底 ・医療用マスクや手袋等の診療材料の確保 ・感染患者の受入状況の把握 ・感染症病床を有する県立病院における感染患者への適切な対応 （発生初期は、感染症病床を有する県立病院への入院を想定）	1 予防・まん延防止 ・職員の研修や学会への参加自粛 2 医療体制 ・一般の外来患者や入院患者に対する注意喚起 ・職員への感染防止対策の徹底 ・医療用マスクや手袋等の診療材料の確保 ・感染患者の受入状況の把握 ・県立病院における感染患者への適切な対応 （まん延期は、感染症病床だけでは対応できず、感染症病床を有しない県立病院での対応も想定） ・外来における感染患者と一般患者の動線の分離

部局	県内発生初期	県内まん延期
教育委員会	<p>【県教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校、市町教委への注意喚起及び対応の指示・助言 ・ 保健所の疫学的知見に基づき臨時休業について協議 ・ 県疾病対策課、県医師会との連携 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、保健所への連絡 ・ 情報の収集・健康観察の開始 ・ 児童生徒等、保護者への情報提供 ・ 児童生徒等の出席停止措置 ・ (必要に応じて) 臨時休業措置 ・ 保護者あて文書の準備 	<p>【県教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>臨時休業措置の拡大</u> ・ 県立学校、市町教委への<u>感染拡大防止の指示・助言</u> <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、保健所への<u>欠席者・出席停止者数報告</u> ・ 職員、児童生徒等への感染拡大防止徹底 <p>【体育施設、社会教育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施設の休業、イベントの自粛</u>

※下線部は「県内発生初期」からの変更箇所